

## ■平成29年度東ティモール共同法制研究を実施しました

平成30年1月29日（月）から同年2月5日（月）までの間、東京及び名古屋において、東ティモール司法省職員8名を我が国に招へいし、平成29年度東ティモール共同法制研究を実施しました。

本共同法制研究は、東ティモールにおける喫緊の立法課題である土地関連法及びその他の法令について、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問、見学、専門家との意見交換等を行うことにより、東ティモールの法案起草能力の向上を図るとともに、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することを目的として実施しました。

東ティモールにおいては、土地に関する権利関係が不透明な状況で、土地紛争が深刻な問題となっています。そのような状況の下、平成29年6月、長年の懸案であった国民に土地の所有権を付与する手続を定める「不動産所有権の定義のための特別措置法」が成立し、9月に施行され、東ティモール司法省は、土地関連法の整備を急いでいます。そこで、東ティモールからの要請を踏まえ、不動産の登記、地籍調査、収用、評価等を題材とした共同法制研究を実施することとしました。



【東ティモール研究員からの発表】

共同法制研究の日程において、まず、東ティモールの研究員から、東ティモールにおける土地関係法制の歴史、地籍調査の現状等について発表がされました。過去の紛争を経て、土地の権利関係が不透明な状況である中、東ティモール司法省として地籍調査に取り組んでいる旨の説明がありました。



【名古屋大学池田雅則教授による講義】

その上で、慶應義塾大学の松尾弘教授から、比較法的観点を踏まえた、不動産登記の方式等について講義を受けるとともに、松尾教授と研究員とで、東ティモールにおける民法の考え方等について意見交換しました。また、元法務局職員で現在都城市代表監査委員の新井克美氏から、我が国の不動産登記の歴史及び戦後の沖縄の土地所有者の認定と登記簿の整備の歴史について、講義を受けるとともに、新井氏及び当所国際協力部職員らと研究員とで、東ティモールにおける土地所有権及び登記の基本的な在り方について意見交換しました。さらに、名古屋大学を訪問し、同大学の池田雅則教授から、物権変動における登記の意義、物権制度、物権法定主義等について講義を受けるとともに、名古屋大学法政国際協力教育研究センター（CALE）の小畑郁センター長から挨拶を受けました。その他、我が国の土地政策の概観、地籍調査の概要、不動産登記制度の概観、表示に関する登記等について講義を受けました。



【名古屋法務局の訪問】

土地制度の関連機関として、日本不動産鑑定士協会連合会を訪問し、鑑定評価制度、地価公示制度、公的土地評価制度及び固定資産税評価について講義ビデオを視聴するとともに、藤野裕三同連合会国際委員会委員長から、鑑定評価制度の概要及び公共用地の取得の

ための土地評価の実務について説明を受けました。また、日本土地家屋調査士会連合会を訪問し、実務家としての土地家屋調査士の役割を内容とした我が国の不動産表示登記制度の概要、地図及び土地登記簿表題部の作成等について、東ティモールの現状を踏まえた提案も含め説明を受けました。さらに、名古屋法務局を訪問し、不動産登記の事務処理について、説明を受け、古い地図等を閲覧しました。

講義及び訪問において、東ティモールの研究員からは、我が国の法制度や実務等は、東ティモールと類似する点がある上、我が国が、体系的、論理的及び技術的な点において、参考となる点があり、勉強となるなどの感想が聞かれました。

本共同法制研究を通じて、東ティモールの土地関連法を所管する司法省職員は、我が国の土地制度について知見を得て、実体法的及び比較法的観点から、不動産登記制度の在り方について研究することにより、今後の制度設計の方針について示唆を得るとともに、法案起草能力の向上を図ることができたとの発言がありました。また、当所としても東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができ、有意義な共同法制研究となりました。